(1)補助名称および実施地方公共団体			(2)リフォーム支援策の分類について																							(3)支援方法について						(4)補助要件																					(5)補助内容について								(6)詳細情報・問い合わせ先		
			リフォーム支援策の分類について																							支援方法について						1. 工事内容について																					2. 工事施工者について					3. 発注者について							4. リフォーム実施住宅について	A)補助対象となる費用							B)補助率等			
都道府県	市区町村（都道府県）	補助事業名	①バリアフリー化	②省エネルギー化		③環境対策						④防災対策						⑤その他							備考・自由記入（できるだけ簡潔に）	①補助（現物支給・給付・商品券等を含む）	②融資	③利子補給	④専門家等派遣	⑤その他	備考・自由記入（できるだけ簡潔に）	①バリアフリー改修工事の実施	②省エネルギー対策工事の実施	③省エネルギー設備の設置	④災害予防工事の実施	⑤地域材の活用	⑥リフォーム瑕疵保険の利用	⑦その他の要件	⑧要件なし	備考・自由記入（できるだけ簡潔に）	①都道府県内または市町村内の事業者	②中小事業者	③その他の要件	④要件なし	備考・自由記入（できるだけ簡潔に）	①高齢者	②身体障害者	③低所得者	④その他の要件	⑤要件なし	備考・自由記入（できるだけ簡潔に）	備考・自由記入（できるだけ簡潔に）	①特定の工事の工事費用に応じて決定	②工事費用の総額に応じて決定	③（工事費用にかかわらず）定額を補助	④設置する設備の性能に応じて補助額を設定	⑤使用する材料量に応じて補助額を決定	⑥その他	備考・自由記入（できるだけ簡潔に）	備考・自由記入（できるだけ簡潔に）	（事業のホームページの）URL	担当部署	お問い合わせ先（電話番号）
				（1）窓・壁等の断熱化工事	（2）省エネ設備の設置	（1）緑化促進	（2）ゴミ処理機設置	（3）水洗トイレ改修	（4）浄化槽設置	（5）地域材の活用	（6）防音対策	（1）克雪対策	（2）アスベスト対策	（3）火災報知器の設置	（4）雨水貯留設備の設置	（1）2世帯住宅化	（2）防犯対策	（3）ガス設備普及	（4）空き屋活用	（5）景観整備	（6）その他																																																							
茨城県	水戸市	重度障害者住宅リフォーム助成事業	○																							○						○									①住宅内外における移動を容易にするための設備等の整備又は工事 ②階段，廊下，浴室，便所，洗面所，台所の使用を容易にするための設備又は工事				○								○				①下肢，体幹，移動機能障害2級以上 ②療育手帳○Aの知的障害者（児）		○						9割	http://www.city.mito.lg.jp/000271/000273/000285/000342/p010291.html	障害福祉課	029-224-1111（内線512）
茨城県	水戸市	日常生活用具給付事業	○																							○						○									①住宅内外における移動を容易にするための設備等の整備又は工事 ②階段，廊下，浴室，便所，洗面所，台所の使用を容易にするための設備又は工事				○			○	○							下肢，体幹，移動機能障害3級以上		○						9割	http://www.city.mito.lg.jp/000271/000273/000285/000342/p001078.html	障害福祉課	029-224-1111（内線512）
茨城県	水戸市	住宅用太陽光発電システム設置補助制度			○																					○								○													○																		市内に居住する者又は居住する予定がある者で，自らが居住する住宅に住宅用太陽光発電システムを設置するもの	設置者自らが居住する住宅（居住の用に供する以外の用途を兼ねるものを含む。）				○			太陽光発電システム容量1kwあたり20,000円を補助する。ただし，60,000円を上限とする。	http://www.city.mito.lg.jp/000271/000273/000284/000336/002602/p012251.html	環境課	029-232-9154
茨城県	水戸市	雨水貯留施設等設置補助制度			○																					○								○							雨水貯留施設，雨水浸透施設又は浄化槽転用貯留施設の設置				○								○				市内に居住する者又は居住する予定がある者で，自らが居住する住宅に雨水貯留施設等を設置するもの	設置者自らが居住する住宅（住宅の用途以外の用途を兼ねるものを含む。）ただし，雨水浸透施設にあっては，市街化区域に限る。	○						補助対象工事費の2分の1を補助する。ただし，設置する施設に応じて上限額あり。	http://www.city.mito.lg.jp/000271/000273/000284/000336/002602/p012255.html	環境課	029-232-9154
茨城県	水戸市	介護予防住宅改善助成事業	○																							○						○									①一部改修：手すりの設置や段差解消等，部分的で簡易な改修工事 ②特殊改修：寝たきりの方で，家屋の構造上やむを得ず必要になるリフトの設置工事				○			○	○							①一般改修：おおむね65歳以上の自立者で，地域窓口センターなどの改善に関するプランにより，住宅改善が必要とされた方 ②おおむね65歳以上の寝たきりで，家屋の構造上やむをえずリフトの設置が必要な方		○						工事費用×0.9	http://www.city.mito.lg.jp/000242/000195/000197/p001053.html	高齢福祉課	029-232-9174
茨城県	水戸市	生垣設置奨励補助金交付事業				○																				○													○		①市内の住宅用地において，新設又は既存のブロック塀等を取り壊し，生垣に改造するもの ②公共用道路に面するもので，その延長が5メートル以上であるもの（道路の幅員が4メートル未満の場合には，その中心線から2メートル以上後退させて設置するものに限る。） ③樹木の高さがおおむね1メートル以上で，生垣の外観を備えるもの ④ブロック塀等の内側に設置する場合，当該ブロック塀の高さがおおむね60センチメートル以下であるもの																		

| (1)補助名称および実施地方公共団体 | | | (2)リフォーム支援策の分類について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (3)支援方法について | | | | | | | (4)補助要件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| (1)補助名称および実施地方公共団体 | | | (2)リフォーム支援策の分類について | | |

| (1)補助名称および実施地方公共団体 | | | (2)リフォーム支援策の分類について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (3)支援方法について | | | | | | | (4)補助要件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (5)補助内容について | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| (1)補助名称および実施地方公共団体 | | | (2)リフォーム支援策の分類について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (3)支援方法について | | | | | | (4)補助要件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (5)補助内容について | | | | | | | | | (6)詳細情報・問い合わせ先 | | |
|---|---|---

| (1)補助名称および実施地方公共団体 | | | (2)リフォーム支援策の分類について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (3)支援方法について | | | | | | (4)補助要件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (5)補助内容について | | | | | | | | | | | | (6)詳細情報・問い合わせ先 | | |
|---|---|---

| (1)補助名称および実施地方公共団体 | | | (2)リフォーム支援策の分類について | | |

| (1)補助名称および実施地方公共団体 | | | (2)リフォーム支援策の分類について | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (3)支援方法について | | | | | | | (4)補助要件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | (5)補助内容について | | | | | | | | | | | | | | | | | | |